

用

件

問合せ先

昭和五十八年歌会始のお題は「島」

昭和五十八年歌会始のお題は、「島」と定められました。詠進歌の詠進要領は、次のとおりです。

- ◎詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ◎用紙は、半紙（習字用の半紙がよい）とし、毛筆で自書してください。
- ◎病気または身体障害のため毛筆で自筆することができない場合に

は、他人が代筆しても差し支えありませんが、代筆の場合は、すべてその理由を書いた別の紙を添えてください。

消印が十月十二日までのものを有効とします。

◎あて先は、「〒100東京都千代田区千代田一番一 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

詳しいことについては、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月末日までに問い合わせてください。

栃木県建築基準条例九月から施行

栃木県建築基準条例が昭和五十七年九月一日から施行になります。その内容は次のとおりです。

危険な既存住宅の移転に対しては、予算の範囲内において、国、県、市町村の補助が受けられることになりました。

また、ホテルや共同住宅等の特殊建築物については、その規模に

応じて、敷地、構造、防火、および、避難施設などについての、制限が附加されました。

詳しいことは、県土木部建築課にお問い合わせください。

ご存知ですか？ 「検察審査会制度」

検察審査会の制度ができて、今年で三十四年になります。

交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあつて警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を起訴してくれない。あるいは、選挙違反や汚職など、社会的に重大な事件を検察官が起訴しなかったのはどうも納得ができない。

こんな不満をもっている方はい

ませんか。

刑事事件では、検察官が起訴した事件についてだけ裁判します。つまり、周囲の人がいくら起訴が当たり前と思つても、検察官が不起訴にしてしまえば犯人を処罰することができません。このような検察官の仕事に国民の常識的な意見を反映させようということで、昭和二十三年に検察審査会制度が

生まれました。

検察審査会は、選挙人名簿をもとに広く国民の中から公平に選ばれた十一人の検察審査員が、いわば、民間人を代表して検察官のごとのやり方を審査する制度です。審査の申し立てをするには、むずかしい手続きも費用もありません。詳しいことは宇都宮検察審査会事務局へお問い合わせください。

（宮内庁）
〒100東京都千代田区一番一



（県土木部建築課）
〒320 宇都宮市埴田一
一〇二〇
〒02861-3125 二

（宇都宮検察審査会事務局）
〒320 宇都宮市小幡一
一〇三八 宇都宮地方裁判
所内
〒02861-2111 二二二
（内線二八二二）



広告物の掲出は許可を受けてから

9月10日は屋外広告の日

ポスター、看板などを掲出する方は、栃木県屋外広告物条例に定められた手続きを遵守し、秩序ある美しい郷土づくりにご協力をお願いします。

◎広告物は街を活気づけますが、無秩序に掲出されると街の美観を損なうこととなります。

◎美しい自然に調和した広告物の掲出に心がけ、風致の維持に努めることが大切です。

◎みんなが安心して生活できるように、広告物は、きめられた基準に合った安全なものにする必要があります。

屋外広告物についての詳しいことは、県日光土木事務所にお問い合わせください。

（栃木県日光土木事務所）
〒321-114 日光市本町
一五三二二二